

委員会決議第 1 号

都市計画法第 3 4 条第 1 1 号の区域指定と開発基準の見直しを求める決議

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

平成 2 7 年 9 月 1 1 日

提出者 久喜市建設上下水道常任委員会
委員長 並 木 隆 一

久喜市議会議長 井 上 忠 昭 様

都市計画法第 3 4 条第 1 1 号の区域指定と開発基準の見直しを求める決議

久喜市は、平成 2 2 年 3 月に 1 市 3 町が合併し「新久喜市」として新たなスタートが切られた。これまでの歴史、文化、まちづくりを大切に、新市の一体感の醸成を図りながら、市民が暮らしやすいまちづくりに取り組んできた。

合併から 3 年後となる平成 2 5 年 3 月には、まちづくりのあるべき姿を形にした総合振興計画及び都市計画マスタープランが策定され、1 0 年間の取り組み及び将来を見据えた本格的なまちづくりが始まった。生活道路の整備をはじめとする、新市を結ぶ幹線道路の整備促進、公共下水道認可区域における事業の推進、河川及び水路の整備など積極的に取り組んできた。

しかしながら、まちづくりに大きな影響を及ぼす市街化調整区域の第 1 1 号区域指定（市街化調整区域における住宅等開発可能な区域）は、市長の決定事項であることから、都市計画審議会の議論も経ず、議会への全市的な説明もなされていない。市街化区域の整備がその途上にあるにも係らず、市街化調整区域の第 1 1 号区域指定拡大は都市計画における線引きを意味のないものにする恐れがあり、市街化区域の空洞化をまねくものである。また、時代は、人口減少と少子高齢化の中、歩いて暮らせるまちづくりとコンパクトなまちづくりが求められていることを考えると、時代に逆行するものである。

次回策定される総合振興計画及び都市計画マスタープランに、久喜市全体を生かしたまちづくりを検討すべきである。

第 1 1 号区域は、市街化調整区域であり、農地も多く存在する。久喜市内における区域指定は、合併 6 年目を迎える現在においても久喜市全体を一つとした区域の指定の見直しがされていない。現在、第 1 1 号区域の開発により、これまでの治水機能が失われるばかりではなく、道路冠水箇所の増加に見られるように影響が出始めている。さらに、開発面積の合計が例えば、5 ヘクタールとなっても、1 許可が 1 ヘクタール未満の開発

では調整池の設置基準が異なり、雨水対策の抜け穴になっている。公園もミニ公園の設置となり、後年度の課題となる。

また、第11号区域の開発による住宅は合併浄化槽による排水であるが、浄化槽設置者の点検、検査の在り方によっては、排水の水質や臭いに懸念が生じ、その先の排水路にも影響が出ることが心配されている。さらに、公共下水道への後年度負担が危惧される。

よって、久喜市議会としては、都市計画法第34条第11号の区域指定と開発基準の見直しを強く求めるものである。

以上、決議する。

久 喜 市 議 会